

### 3-24 ライフライン施設応急対策計画

#### 3-24-1 液化石油ガス製造事業所・貯蔵所一覧表

平成15年9月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	貯蔵能力	備考
東海プロパン(株)	盛町字中道下 2-26	27-4121	20 トン× 1 基 15 トン× 1 基	
(有)石川ガス	盛町字二本杵 23-4	27-3232	15 トン× 1 基 10 トン× 1 基	
気仙郡漁業協同組合連合会 プロパン充填所	大船渡町字上平 16-2	27-1635	20 トン× 1 基	
(株)ABCフーズ	大船渡町字堀川 1	27-1191	15 トン× 1 基	
シナネン(株)三陸営業所	大船渡町字砂森 1-18	26-3828	20 トン× 1 基	
(株)八木又商店	大船渡町字地ノ森 61-10	27-1778	20 トン× 1 基	

### 3-24-2 プロパンガス取扱業者一覧表

事業所名	所在地	電話番号	備考
多田商店	世田米字世田米駅1	46-2022	
横澤儀商店	世田米字川向34-3	46-2483	
大船渡市農協	世田米字赤畑16-1	46-2665	
吉田石油	世田米字向川口102-9	46-2036	
及川商店	上有住字八日町135	48-2412	
林崎商店	上有住字中沢71-1	48-2067	

### 3-24-3 災害時における電力復旧のための拠点に関する協定書

住田町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社大船渡営業所（以下「乙」という。）は、甲の所有する施設又は敷地の利用に関して次のとおり協定を締結する。

（協定趣旨）

第1条 本協定は、岩手県及び宮城県において大規模な災害が発生した場合に、甲の所有する施設又は敷地を緊急的に乙が利用できること及び利用する際の手続きが円滑に行われることを目的とする。

（対象施設）

第2条 甲が所有し本協定で取扱いを定める施設又は敷地は、別表に掲げる施設又は敷地（以下「この施設」という。）とする。

（適用条件）

第3条 本協定は、大地震等により電力設備に大規模な被害が発生し、甲に対して乙からこの施設等の利用申出があり、甲が利用を承諾した場合に適用する。また、甲は利用申出を受けた場合に格別の事情がない限りこれを承諾するものとする。

（用途指定）

第4条 乙は、この施設等を大規模災害発生時における復旧応援隊の集合・待機場所・復旧資材の拠点基地及び宿泊場所等復旧全般の用に供するものとし、使用目的以外には使用しないものとする。

（料金その他の費用負担）

第5条 乙は、この施設等の利用に関して生ずる水道、電気等の諸設備の使用料の実費相当額を負担し、甲に対して支払うものとし、その金額については、乙の申告に基づき甲乙双方誠意をもって協議し決定するものとする。

2 乙がこの施設等を利用した後、敷地の整備が必要となった場合は、乙の責任において、現状復帰を基本として実施するものとする。

（損害賠償）

第6条 乙がこの施設等を利用中に甲の施設を破損した場合は、乙がその損害を賠償するものとする。ただし、天災等乙の責によらない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

（利用の終了）

第7条 乙は、第4条に定める用途での利用が終了したときは、甲に連絡するものとする。

（本協定書の有効期限）

第8条 本協定は、協定の日から効力を生ずる。

2 甲、乙いずれかの事情により本協定内容の見直し又は解消が必要となった場合は、相手方に申し入れを行い適宜協議するものとする。

（協議）

第9条 本協定書に疑義を生じたとき、並びにこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意を持って協議のうえ解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通保有する。

平成21年4月15日

甲 岩手県気仙郡住田町世田米字川向96番地1

住田町

住田町長 多田欣一

乙 岩手県大船渡市盛町字内の目11番地10

東北電力株式会社大船渡営業所

所長 佐藤昌利